介護保険料減額更正請求事件の上 告 棄 却 に つ い て

6月議会厚生委員会報告事項

介護保険料減額更正請求事件の上告棄却について

平成23年9月9日付けで最高裁判所に上告を行っていた表記案件について、棄却と決定されました。

本件は、平成22年5月14日に、平成19年度分の介護保険料について、3年間分の税の修正申告を行い、市県民税が課税から非課税に変更となったが、保険料減額更正が、2年間の時効により対象とならないのは不当であるとの訴えがありました。

介護保険料の賦課決定や更正の事務取扱につきましては、平成14年度厚生労働省全国介護保険担当課長会議の資料にて、介護保険法第200条において、徴収権については2年間の消滅時効が適用されることから、賦課権についても、法律上期間の規定がないものの徴収権の消滅時効の期間に鑑み、2年の期間制限があると解されることから、応訴いたしました。

第一審判決では、原告の平成19年度介護保険料を減額更正せよとの判決があり、本市の主張が認められなかったため、大阪高等裁判所に控訴していましたが、平成23年8月30日に、第一審判決を支持し控訴棄却の判決がありました。

これまで最高裁判所に上告しておりましたが、平成25年5月27日付けで棄却と決定されました。

今後の対応といたしましては、被上告人に還付金28,560円と還付加算金を返還し、 減額更正については当面5年間遡及いたします。

平成24年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 見込み及び平成25年度国民健康保険料率等について

平成24年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算見込

(単位:千円)

歳	入	歳	(単位:干円) 出		
科 目	金額	科目	金額		
国民健康保険料	8, 602, 220	総務費	562, 154		
(うち介護納付金分)	(684, 124)	保険給付費	29, 417, 805		
(うち後期高齢者支援金分)	(1, 608, 932)	老人保健拠出金	247		
国庫支出金	10, 381, 591	後期高齢者支援金	5, 099, 557		
(うち財政調整交付金)	(3, 134, 029)	共同事業拠出金	4, 614, 765		
療養給付費等交付金	2, 494, 981	介護納付金	2, 105, 308		
前期高齢者交付金	11, 566, 530	保健事業費	336, 612		
県 支 出 金	2, 085, 063	公債費	3, 634		
共同事業交付金	4, 593, 229	その他支出	407, 620		
一般会計繰入金	3, 516, 469	前年度繰上充用金	192, 842		
(うち保険基盤安定繰入金)	(1, 981, 280)				
その他収入	107, 861				
歳入合計	43, 347, 944	歳 出 合 計	42, 740, 544		

平成24年度歳入歳出差引額	607, 400
平成24年度単年度収支見込額	800, 242

国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の推移

(単位: 千円)

	歳 出										
科 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度見込	科 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度見込
国民健康保険料	9, 206, 829	8, 881, 236	8, 779, 580	8, 787, 120	8, 602, 220	総務費	589, 756	579, 029	674, 358	603, 956	562, 154
(うち介護納付金分)	(728, 921)	(691, 246)	(685, 312)	(714, 443)	(684, 124)	保険給付費	27, 748, 638	28, 095, 253	28, 636, 026	29, 293, 940	29, 417, 805
(うち後期高齢者支援金分)	(1, 648, 202)	(1, 632, 191)	(1, 628, 249)	(1, 637, 269)	(1, 608, 932)	老人保健拠出金	1, 188, 160	330, 876	99, 699	291	247
国庫支比金	10, 489, 406	10, 867, 438	10, 835, 111	10, 302, 819	10, 381, 591	後期高齢者支援金	4, 340, 866	4, 765, 624	4, 259, 783	4, 555, 029	5, 099, 557
(うち財政調整交付金)	(3, 311, 469)	(3, 400, 545)	(3, 307, 366)	(3, 062, 767)	(3, 134, 029)	共同事業拠出金	4, 173, 372	4, 199, 170	4, 526, 660	4, 549, 351	4, 614, 765
療養給付費等交付金	2, 825, 141	1, 817, 698	1, 924, 352	2, 166, 485	2, 494, 981	介護納付金	1, 878, 857	1,734,978	1, 789, 736	1, 895, 922	2, 105, 308
前期高齢者交付金	8, 853, 377	9, 421, 150	9, 903, 184	11, 536, 387	11, 566, 530	保健事業費	109, 306	121, 111	270, 170	306, 816	336, 612
県 攴 出 金	1, 400, 998	1, 590, 000	1, 626, 488	1,605,720	2, 085, 063	公债費	24, 290	21,598	13, 673	5, 672	3, 634
共同事業交付金	4, 259, 829	4, 353, 703	4, 520, 312	4, 397, 046	4, 593, 229	その他支出	56, 312	73, 152	160, 316	354, 095	407, 620
一般会計繰入金	3, 945, 280	3, 928, 250	4, 414, 510	4, 118, 063	3, 516, 469	前年度繰上充用金	5, 378, 970	4, 375, 863	3, 337, 374	1, 674, 841	192, 842
(うち保険基盤安定繰入金)	(1, 895, 784)	(1, 953, 513)	(2, 002, 641)	(1, 999, 387)	(1, 981, 280)						
その他収入	131, 804	99, 805	89, 417	133, 431	107, 861						
歳 入 合 計	41, 112, 664	40, 959, 280	42, 092, 954	43, 047, 071	43, 347, 944	歳出合計	45, 488, 527	44, 296, 65	43, 767, 795	43, 239, 913	42, 740, 544

(単位 千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度見込
歲入歲出差引額	△ 5, 203, 215	△ 5,869,509	△ 6,414,372	△ 6, 803, 379	△ 7,315,848	△ 7,005,452	△ 5, 378, 970	△ 4, 375, 863	△ 3,337,374	△ 1,674,841	△ 192, 842	607, 400
単年度収支 (見込) 額	1, 973	△ 666, 294	△ 544, 863	△ 389,007	△ 512, 469	310, 396	1, 626, 482	1,003,107	1, 038, 489	1, 662, 533	1, 481, 999	800, 242

保険料率等の推移

(単位:円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
L		保険料率等	保険料率等	保険料率等	保険料率等	保険料率等	保険料率等	保険料率等	保険料率等
	所得割	10. 98%	11. 62%	9. 67%	9. 67%	9. 67%	9. 67%	9. 67%	9. 67%
医	均等割	29 <u>,</u> 880	30, 960	27, 840	27, 840	27, 840	27, 840	27, 840	27, 840
療	平 等 割	24, 600	25, 800	22, 800	22, 800	22, 800	22, 800	22, 800	22, 800
分	賦課限度額	530, 000	530, 000	470, 000	470, 000	500, 000	510,000	510,000	510, 000
Ц	国の基準 賦課限度額	530, 000	560, 000	470,000	470,000	500,000	<u>5</u> 10, 000	510,000	510, 000
後	所 得 割			2. 35%	2. 35%	2. 35%	2. 35%	2. 35%	2. 35%
期高	均等割			7,560	7, <u>5</u> 60	7,560	7, <u>5</u> 60	7, 560	7, 560
新 者 吉	平等割	_		5, 760	5, 760	5, 760	5, 760	5,760	<u>5, 760</u>
後期高齢者支援分	賦課限度額			120, 000	120,000	130, 000	140,000	140,000	140,000
	国の基準 賦課限度額			120, 000	120,000	130,000	140,000	140,000	140,000
	所得割_	2. 39%	2. 59%	2. 59%	2. 59%	2. 59%	2. 59%	2.59%	2. 59%
介	均 等 割	7,920	8,760	8, 760	8, 760	8,760	8, 760	8 <u>,</u> 760	8, 760
頀	平等割	4, 920	5, 160	5, 1 60	5, 160	5, 160	5, 160	5, 160	5, 160
分	賦課限度額	70,000	90, 000	90,000	100,000	100, 000	120,000	120,000	120, 000
	国 の 基 準 賦課限度額	90,000	90, 000	90,000	100,000	100,000	120,000	120,000	120, 000

င

和歌山市救護拠点医療機関との協定書の締結について

和歌山市救護拠点医療機関との協定書の締結について

1. 目的

和歌山市救護拠点医療機関は、大規模災害発生時の医療体制として、 国、県が定めた災害拠点病院、災害支援病院に加え、和歌山市独自の制度として主に医療救護所から中等症の傷病者を受け入れる医療機関として登録を行い、医師会・薬剤師会・病院協会と協定書を締結することにより、市内の災害時医療救護体制を確立する。

2. 締結日 平成25年6月3日



◎災害拠点病院(国制度)

(総合) - 和歌山県立医科大学附属病院・日本赤十字社和歌山医療センター (地域) - 和歌山労災病院

◎災害支援病院(県制度) 済生会和歌山病院

◎救護拠点医療機関(市制度)

今村病院・井上病院・宇都宮病院・上山病院・河西田村病院・向陽病院・嶋病院・誠祐記念病院・寺下病院・中谷医科歯科病院・中谷病院・中江病院・橋本病院・堀口記念病院・和歌山生協病院・月山医院・西和歌山病院・向井病院・和歌浦中央病院

本市における風しんの発生状況と対策について

本市における風しんの発生状況と対策について

1 風しんについて

風しんは、風しんウイルスの感染によっておこる急性の発疹性感染症です。潜 伏期間は2~3週間で、主な症状は、発熱、発疹、リンパ節腫脹で、通常、予後 は良好で4~5日で軽快します。

ただし、妊娠している女性、特に妊娠初期の女性が風しんにかかると、胎児も 風しんウイルスに感染し、先天性心疾患、白内障、難聴などの障害をもった「先 天性風しん症候群」の赤ちゃんが生まれる可能性があります。

2 風しんの発生状況

全国的に昨年より患者の増加が報告されています。和歌山市においても昨年より 報告を受けていましたが、今年4月中旬頃より急増し、現在122名となっていま す。(6月】日現在)

これは、昨年の1-7倍の報告となっています。

患者の内訳は、ほとんどが男性(73%)で特に20歳代後半から40歳代の男 性の届出が多くなっています。女性の患者は20歳代が目立っています。

3 風しん予防緊急対策事業について

(1) 事業概要

平成25年6月1日から平成26年3月31日まで、「先天性風しん症候群」 の発生を予防し、安心して出産できるように、「風しん予防緊急対策事業」と して、16歳以上の妊娠を希望している女性と妊娠している女性の夫を対象に、 無料で接種が受けられるように麻しん風しん混合ワクチンの接種費用を助成 します。ただし、妊娠している女性の夫は、10月1日以降については、

4,600円の自己負担金が必要です。

なお、4月及び5月中にすでに接種済みの方には、9,600円を上限とし て払い戻しをいたします。

(2) 償還払いの窓口受付状況

4月及び5月中にすでに接種済みの方で、払い戻しの申請のあった人数は、 /2と 95人です。その内訳は、16歳以上の妊娠を希望している女性が64人、妊 娠している女性の夫が31人です。(6月₹日現在) +4 10